

開発課題に対する効果的アプローチ

貿易・投資促進

開発課題に対する効果的アプローチ

〈貿易・投資促進〉

2003年9月

国際協力事業団



2003年9月
国際協力事業団
国際協力総合研修所

総研

J R

03-11

開発課題に対する 効果的アプローチ

貿易・投資促進

2003年9月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

国際協力事業団の事業形態（スキーム）については、2002年度から「プロジェクト方式技術協力」「個別専門家チーム派遣」「研究協力」等の形態をまとめて「技術協力プロジェクト」という名称とすることになり、従来の形態名称と混在すると混乱を招く恐れがあることから、この報告書では2001年度以前に始まった案件についても現在の名称「技術協力プロジェクト」に表記を統一しております。

また、NGO等と連携して事業を実施するもの（旧開発パートナー事業等）については2002年度から「草の根技術協力」とされたため、この報告書では2001年度以前に始まった案件についても現在の名称「草の根技術協力」に表記を統一しております。

本報告書及び他の国際協力事業団の調査研究報告書は、当事業団ホームページにて公開しております。

URL: <http://www.jica.go.jp>

なお、本報告書に記載されている内容は、当事業団の許可無く転載できません。

発行：国際協力事業団 国際協力総合研修所 調査研究第二課

〒162 8433 東京都新宿区市谷本村町10 5

TEL : 03 3269 2357

FAX : 03 3269 2185

E-mail: jicaic2@jica.go.jp

序 文

現在、国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency: JICA）では国別事業実施計画の作成や課題別要望調査の実施、課題別指針の策定など、国別・課題別アプローチ強化の取り組みを実施しています。しかしながら、開発課題や協力プログラムのレベルやくり方には国ごとによりかなりの差異があるのが現状です。今後、国別事業実施計画を改善し、その国の重要開発課題に的確に対処していくためには、国ごとに状況・課題が異なることは前提としつつも、開発課題の全体像と課題に対する効果的なアプローチに対する基本的な理解に基づいて適正なプログラムやプロジェクトを策定していくことが必要となります。このためには、各開発課題に対するアプローチをJICAとして体系的に整理したものをベースに、各々の国の実情に基づいて、JICAとして協力すべき部分を明らかにしていかなければなりません。

そのため、2001年度の調査研究で課題別アプローチの強化を通じた国別アプローチ強化のための取り組みの一環として、4つの開発課題（基礎教育、HIV/AIDS対策、農村開発、中小企業振興）について課題を体系的に整理し、効果的なアプローチ方法を明示するとともに、計画策定・モニタリング・評価を行う際に参照すべき指標例についても検討いたしました。また、今までのJICA事業をレビューし、開発課題体系図をベースにJICA事業の傾向と課題、主な協力実績もまとめました。

他の課題についても同様の体系的整理を行うことへの要望が強かったため、2002年度においても別の課題について体系的整理を行う調査研究を実施することとなり、JICA内の関係部署との調整の結果、「貧困削減」「貿易・投資促進」「高等教育」「情報通信技術」の4課題について効果的なアプローチを体系的に整理しました。また、2001年度の調査研究成果をさらに拡充するために、新たに当該課題に対する主要ドナーの取り組みや地域別の傾向と課題についても調査し、まとめています。

この調査研究の成果については、今後JICA内では課題別指針に取り入れ、分野課題ネットワークによって発展させていく予定です。

本調査研究の実施及び報告書の取りまとめにあたっては、JICA企画・評価部企画課 加藤宏課長を主査とするJICA関係各部職員及び国際協力専門員、ジュニア専門員、コンサルタントからなる研究会を設置し検討を重ねるとともに、報告書ドラフトに対してJICA内外の関係者の方から多くのコメントをいただきました。本調査研究にご尽力いただいた関係者のご協力に対し心より感謝申し上げます。

本報告書が、課題別アプローチの強化のための基礎となれば幸いです。

平成15年9月

国際協力事業団
国際協力総合研修所
所長 金丸 守正

用語・略語解説

用語・略語	概 要
貿易・投資 関連用語	
AD	Anti-Dumping：アンチ・ダンピング。WTO*付属協定の一つであるAD協定は、国内販売価格よりも輸出向け価格が低い場合をダンピングとみなし、その製品の輸入国がダンピングの価格差を上限とする関税（AD税）を賦課することを認めている。
AFTA	ASEAN Free Trade Area：ASEAN*自由貿易地域。1992年の第4回ASEAN首脳会議において創設が決定された。域内貿易の活性化、域外からの直接投資と域内投資の促進及び域内産業の国際競争力強化を主要目的とする。
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation：アジア太平洋経済協力。環太平洋地域の多国間経済協力に関する協議機関で、1989年に創設された。2003年現在、21カ国が加盟している。
CAP	Common Agricultural Policy：共通農業政策。域内市場介入、域外輸出補助金を通じ、農産品の域内価格を安定させるEU*の共通政策。
DSU	Dispute Settlement Understanding：紛争解決に関する了解。WTO*付属協定において、一方的措置の禁止、紛争処理手続きの期限の設定等を規定している。
FDI	Foreign Direct Investment：外国直接投資。
FPI	Foreign Portfolio Investment：外国間接投資。
FTA	Free Trade Agreement：自由貿易協定。
FTAA	Free Trade Area of Americas：米州自由貿易地域。キューバを除く米州34カ国からなる経済圏の構想。
GATS	General Agreement on Trade in Services：サービスの貿易に関する一般協定。WTO*協定の一部で、サービス貿易に関する初の本格的な国際ルール。
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade：関税及び貿易に関する一般協定。1948年より実施された、貿易に関する基本的な国際ルール。1995年にGATTを拡大・強化する形でWTO*が成立し、業務を引き継いだ。
HS分類	Harmonized System：商品の名称及び分類についての統一システム。1988年に関税協力理事会（Customs Co-operation Council：CCC）において策定された関税分類。HS条約加盟国は、自国の関税率表における品目表及び統計品目表をHS条約付属書の品目表（HS品目表）に適合させる義務があり、わが国においても関税定率表、関税暫定措置法の別表と輸出入統計品目表はこれに適合している。
IF	Integrated Framework for Trade-related Technical Assistance to Least Developed Countries：LDC*向け貿易関連技術支援のための統合的枠組み。効率的な協力を目指し1997年に発足した、世界銀行*、IMF*、WTO*、UNDP*、UNCTAD*、ITC*の6国際機関による共同イニシアティブ。
LAFTA	Latin American Free Trade Association：ラテンアメリカ自由貿易連合。1961年発足。
MERCOSUR	Mercado Comun del Sur：南米南部共同市場（メルコスール）。1995年に発足した関税同盟。ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイの4カ国が加盟している。
MFA	Multi-Fiber Arrangement：繊維製品の国際貿易に関する取り決め。1960年代後半から1970年代初めにかけて繊維製品の貿易摩擦が激化した際に、GATT*の下で綿製品、人造繊維、毛製品に関する協議が行われ、1974年に繊維貿易独自のルールであるMFA協定が発効した。MFAの下では差別的輸入制限措置の適用が可能であったが、2004年末にはGATTの一般規律に統合される予定。
NAFTA	North American Free Trade Agreement：北米自由貿易協定。1994年にスタートした米国、カナダ、メキシコの3カ国間の自由貿易協定。
NTB	Non-Tariff Barrier：非関税障壁。国産品を保護するために外国品の輸入を制限する方策として関税以外にとられる措置のこと。WTO*で挙げられている非関税障壁には輸出補助金、相殺関税、関税評価手続、産業衛生・安全基準、貿易ライセンス、輸入課徴金等がある。
S&D	Special and Different Treatment：特別かつ異なる待遇。WTO*協定上、開発途上国に対して義務の免除や緩和、技術協力の供与といった「特別」または「（先進国とは）異なる」扱いが認められている。

用語・略語	概要
SITC	Standard International Trade Classification : 標準国際貿易分類。現在の代表的な商品分類国際標準体系の一つで国連が作成しているもの。SITC (1950年)は、国際連盟が1937年に発表した「貿易統計のための最少品目表」をベースに作られ、SITCオリジナル (SITC Origin) と呼ばれている。
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measures : 衛生植物検疫措置。WTO*付属協定において定められている。
TBT	Technical Barriers to Trade : 貿易の技術的障害。WTO*付属協定で、国際規格、国際標準について規定している。
TRIMs	Trade-Related Investment Measures : 貿易に関連する投資措置に関する協定。輸入産品を課税、規則等の面で国内産品に比べ厳しく取り扱ってはならないとするGATT*第3条の内国民待遇及び第11条に規定される輸出入数量制限の一般的禁止に違反するTRIMsの禁止を規定し、特にローカル・コンテンツ*要求、輸出入均衡要求、為替規制及び輸出制限 (国内販売要求) といった措置を例示して明示的に禁止した。ウルグアイ・ラウンドで合意された。
TRIPs	Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights : 貿易関連知的財産権に関する協定。特許、著作権、商標、意匠などの知的財産権の貿易関連の側面について国際ルールを定めている。
一般特惠関税制度 (GSP)	Generalized System of Preferences : 開発途上国の輸出所得の拡大、開発の促進を目的とし、開発途上国に対する関税上の特別措置として、先進国が開発途上国の産品に対して、最恵国税率よりも低い関税率を適用する制度。
関税同盟	Customs Union : 関税同盟は、参加国間の貿易自由化に加えて、域外国への関税も共通化を図っている。代表例としては、MERCOSUR*、欧州連合 (EU)*がある。
共同市場	Common Market : 貿易自由化だけでなく、労働や資本といった生産要素の移動をも域内で自由化するもの。
経済同盟	Economic Union : 共同市場に加えて各国間の金融・財政などの経済政策の調整にまで踏み込む仕組みである。1993年に域外共同市場、1999年に通貨統合を果たした欧州連合 (EU)*は経済同盟といえる。
最恵国待遇原則 (MFN原則)	Most-Favored-Nation Treatment : いずれかの国に与える最も有利な待遇を、他のすべての加盟国に対して与えなければならないという原則であり、WTO*協定の基本原則の一つ。
自由貿易地域 (圏)	Free Trade Area (Zone) : 2カ国以上の複数国間で、物品の貿易等を自由化する制度。代表例としては北米自由貿易協定 (NAFTA)*、ASEAN*自由貿易地域 (AFTA)*等。自由貿易地域では参加国間の関税など輸入障壁を撤廃して貿易を自由化する一方、域外国に対しては参加国が独自に関税などを設けている。
セーフガード	Safeguards : 緊急輸入制限。WTO*協定の一つとして、特定の産品の輸入増加による国内産業への深刻な打撃を回避するために、一時的にWTO上の義務を停止し、国内産業を保護する緊急避難的措置が認められている。
内国民待遇	National Treatment Principle : 自国民と外国民に同等の待遇を与えなければならないという原則であり、最恵国待遇原則と並んで、WTO*協定の基本原則の一つ。
ローカル・コンテンツ	Local Content : 現地調達率。海外に進出した製造企業が使用する現地産の材料、部品等が全投資額に占める割合。国によっては一定比率を義務として要求している。
開発・援助関連用語	
DAC新開発戦略	1996年のDAC上級会合*で採択された21世紀に向けた長期的な開発戦略「21世紀に向けて: 開発協力を通じた貢献 (Shaping the 21st Century: The Contribution of Development Cooperation)」の通称。新開発戦略の3つの重点事項は、オーナーシップとパートナーシップの重要性、包括的アプローチと個別のアプローチの追求、具体的な開発目標の設置 (2015年までに貧困人口の半減等) となっており、社会的インフラへの支出割合を増加させ、援助国の実施体制の合理化、分権化を推進することをうたっている。
LDC	Least Developed Countries : 後発開発途上国。
NGO	Non-governmental Organization : 非政府組織。民間非営利団体。
ODA	Official Development Assistance : 政府開発援助。
OOF	Other Official Flows : その他の政府資金。政府資金による開発途上国への経済協力のうち、ODA*に含まれないもの。
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper : 貧困削減戦略ペーパー。HIPC (Heavily Indebted Poor Countries : 重債務貧困国) の債務救済問題に対し、1999年の世界銀行*、IMF*の総会でその策定が発案され、合意された戦略文書。この戦略により債務救済措置により生じた資金が適切に開発と貧困削減のために充当されることを目的としている。

用語・略語	概要
TICAD	Tokyo International Conference of African Development : アフリカ開発会議。アフリカ諸国が自らの開発を加速化すること及び国際社会がそうした努力を支援することを目的として、日本政府が呼びかけ、国連、アフリカのためのグローバル連合と共同で1993年に東京で開催した会議。1998年に第2回が開催され、2003年10月には第3回の開催が予定されている。
WSSD	World Summit on Sustainable Development : 持続可能な開発に関する世界首脳会議。
オーナーシップ	Ownership : 開発途上国が自らの経済社会開発のために行う自助努力。
キャパシティ・ビルディング	Capacity Building : 組織・制度づくり (Institution Building) に対して、それを実施・運営していく能力を向上させること。実施主体の自立能力の構築をいう。
政府開発援助に関する中期政策	通称ODA中期政策。1999年より5年程度にわたるODAの進め方を体系的・具体的にまとめたもので、援助の効果的・効率的な実施を目指している。
政府開発援助大綱	通称ODA大綱。冷戦終結の過程で、援助を対外戦略の一環としてとらえるべきとの見方が強くなり、1992年に4つの基本理念と4つの原則を掲げる「政府開発援助大綱」が閣議決定された。
セーフティ・ネット	Safety Net : 社会的弱者に対する保護対策。食料価格補助、雇用保障制度、公的社会保障制度などの政策がある。
セクター・プログラム	Sector Program (SP) : 途上国政府のオーナーシップの下、ドナーを含む開発関係者が参加、調整して策定したセクターないしはサブセクター規模のプログラム。
ツー・ステップ・ローン	借款の供与形態の一つで、開発途上国の開発金融機関に対し、直接またはその国の政府を通して資金を供与し、その資金がさらにその国の中小企業や農業部門に貸し出される仕組み。
ニュー・エイド・プラン	New Asian Industries Development (AID) Plan : 1987年に田村通商産業相がタイのバンコクで表明した日本の援助パッケージ。貿易、投資、経済協力を組み合わせた「三位一体型の経済協力」により総合的にASEANの輸出産業を育成するプラン。
マスタープラン調査	国全体または特定地域での総合開発計画や、セクター別の長期開発計画を策定するための調査。
ミレニアム開発目標	Millennium Development Goals (MDGs) : 新開発戦略 [*] の延長線上にあり、2000年9月の国連総会の合意を経て、より拡充した目標として採択された。2015年までに達成すべき目標として、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、ジェンダーの平等、女性のエンパワメントの達成、子どもの死亡率削減、妊産婦の健康の改善、HIV/AIDS、マラリアなどの疾病の蔓延の防止、持続可能な環境づくり、グローバルな開発パートナーシップの構築が設定された。
国際機関・援助機関	
ADB	Asian Development Bank : アジア開発銀行。
AfDB	African Development Bank : アフリカ開発銀行。
AOTS	Association for Overseas Technical Scholarship : (財) 海外技術者研修協会。
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations : 東南アジア諸国連合。
DAC	Development Assistance Committee : 開発援助委員会。OECD [*] (経済協力開発機構) の対途上国援助政策を調整する機関。貿易委員会、経済政策委員会と並ぶOECD三大委員会の一つ。2002年現在、23メンバーが加盟。
DAC上級会合	年1回、各国のハイレベル援助関係者が出席し開催され、特に重要な開発問題の討議や勧告等の採択がなされる。1996年OECD [*] のDAC上級会合においては、2015年までに極端な貧困人口割合を1990年の半分に削減する採択がなされた。
DFID	Department for International Development : 英国国際開発省。
ECA	Economic Commission for Africa : アフリカ経済委員会。1958年に国連経済社会理事会の決議に基づき設立された国連地域経済委員会。2003年現在、域内53カ国が参加している。
EU	European Union : 欧州連合。
ISO	International Organization for Standardization : 国際標準化機構。
ITC	International Trade Center : 国際貿易センター。1965年にGATT [*] 貿易センターとして設立され、その後UNCTAD [*] の活動と調整を行うためGATT/UNCTAD共同貿易センターとして拡充された。さらに、WTO [*] の発足とともにWTO/UNCTAD共同の貿易センターとなった。LDC [*] を中心とする開発途上国の輸出拡大及び輸入業務改善のための努力を支援することを目的とする。
IMF	International Monetary Fund : 国際通貨基金。1944年発足。世界銀行と並んで戦後の国際金融を支えてきた機構。世界銀行が復興開発を目的とした資金供与を担当し、IMFは固定レート制と通貨安定化に必要な資金を融資する役割を果たしてきた。

用語・略語	概要
JBIC	Japan Bank for International Cooperation : 国際協力銀行。1999年に日本輸出入銀行と海外経済協力基金が統合して発足。
JETRO	Japan External Trade Organization : 日本貿易振興会。
JICA	Japan International Cooperation Agency : 国際協力事業団。2003年10月1日より独立行政法人「国際協力機構」に変更予定。
JODC	Japan Overseas Development Corporation : (財)海外貿易開発協会。
NEXI	Nippon Export and Investment Insurance : 日本貿易保険 (独立行政法人)。
OECD	Organization for Economic Cooperation and Development : 経済協力開発機構。欧州経済復興のため1948年に発足したOECE (Organization for European Economic Co-operation) が改組され、1961年に発足。経済成長、開発途上国援助、多角的な自由貿易の拡大を目的とし、2002年現在、30カ国が加盟している。
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development : 国連貿易開発会議。
UNDP	United Nations Development Programme : 国連開発計画。
UNIDO	United Nations Industrial Development Organization : 国連工業開発機関。
USAID	United States Agency for International Development : 米国国際開発庁。
WCO	World Custom Organization : 世界税関機構。
WIPO	World Intellectual Property organization : 世界知的所有権機関。
WTO	World Trade Organization : 世界貿易機関。142カ国・地域が加盟する国際貿易の中核機関で、1995年1月に発足した。
World Bank (世界銀行)	一般に、国際復興開発銀行 (IBRD) と国際開発協会 (IDA) の2つの機関を指すことが多い。これに国際金融公社 (IFC)、多数国間投資保証機関 (MIGA)、国際投資紛争解決センター (ICSID) を併せたものを世界銀行グループと呼んでいる。
JICA援助スキーム用語	
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers : 青年海外協力隊。1965年に発足した20歳から39歳までの青年を対象とするボランティア制度。これまで、途上国76カ国に延べ約2万3千人が派遣されている。
開発パートナー事業	多様化する開発途上国の地域レベルのニーズへの対応、住民に対する草の根レベルのきめ細やかな援助を実施する方法として、そうした国際協力の経験やノウハウを持つ日本のNGO、地方自治体、大学などにJICAが委託して行う事業。2002年度から「草の根技術協力」に名称が変更された。
開発福祉支援事業	母子保健、高齢者・障害者・児童の福祉、貧困対策などの援助をJICAが対象としている地域で活動している現地のNGOに委託して実施する援助。1997年より実施。2002年度から「技術協力プロジェクト」として実施。
技術協力プロジェクト (技プロ)	一定の成果を一定の期限内に達成することを目的として、その成果と投入・活動の関係を論理的に整理した協力事業で、専門家派遣、研修員受入、機材供与などを目的に応じて組み合わせる協力形態。
草の根技術協力	JICAがODAの一環として、国際協力の意思を持つ日本のNGO、大学、地方自治体及び公益法人等の団体による開発途上国の地域住民を対象とした協力活動を支援する事業で、人を介した「技術協力」であること、復興支援等の緊急性の高い事業/対象地域であること、日本の市民に対して国際協力への理解・参加を促す機会となること、の3点を特に重視している。
草の根無償資金協力 (草の根無償)	開発途上国の地方公共団体や現地のNGOなどからの要請により、一般の無償資金協力では対応が難しい小規模案件を支援することを目的に、わが国の在外公館を通じて行われる無償資金協力。
現地国内研修 (第二国研修)	日本の技術協力の成果が、途上国内で普及することを促進するために途上国で行う研修。
在外開発調査	簡易な開発基本計画の策定とこれに関連する各種基礎データの解析、公式統計の不備を補うための小規模な調査。在外事務所主導で実施。
小規模開発パートナー事業	よりきめ細かく迅速な協力を展開するため、事業実施期間を1年以内、1件当たりの事業規模を1000万円未満とし、NGO、地方自治体、大学などにJICAが委託して行う事業。2002年度から「草の根技術協力」に名称が変更された。
第三国研修	途上国の中でも比較的進んだ段階にある国を拠点にして、日本の技術協力を通して育成した開発途上国の人材を活用し、他の途上国から研修員を招いて行う研修。

用語・略語	概 要
プロジェクト方式技術協力 (プロ技)	3～5年程度の協力期間を設定し、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を組み合わせ、計画の立案から実施、評価までを一貫して実施する技術協力の形態を指すが、2002年度からいくつかの形態をまとめて「技術協力プロジェクト」という名称に変更された。
マスタープラン調査	国全体または特定地域での総合開発計画や、セクター別の長期開発計画を策定するための調査。

* 印は用語・略語解説があるもの。

出所：国際開発ジャーナル社『国際協力用語集』、外務省「外務省用語説明集」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/pr/yogo/index.html>)を参考に作成。

開発課題に対する効果的アプローチ 貿易・投資促進

目 次

序 文

用語・略語解説	i
調査研究概要	xi

貿易・投資促進に対する効果的アプローチ概観（要約）	xv
--	-----------

第1章 開発と貿易・投資

1-1 開発における貿易・投資の現状と重要性	1
1-1-1 途上国の開発における貿易・投資の重要性	1
1-1-2 開発援助における貿易・投資関連協力の意義(貿易関連協力のメインストリーム化) ...	1
1-2 貿易及び投資の定義	2
1-2-1 貿易	2
1-2-2 投資	3
1-3 国際的動向	4
1-4 わが国の援助動向	7

第2章 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ

2-1 貿易・投資促進に対する協力目的	9
2-2 開発課題体系図に関する留意点	11
2-3 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ	14
開発戦略目標1 国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への対応力強化	14
開発戦略目標2 貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング	25
開発戦略目標3 外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング	34

第3章 今後の協力に向けた留意点及び方向性

3-1 今後の協力に向けた留意点	40
3-2 今後の検討課題	43
3-3 今後の協力の方向性	44
3-3-1 発展段階に応じた協力の実施	44
3-3-2 課題横断的な視点での協力の実施	46

付録 1. 主な協力事例	47
1 - 1 産業（貿易）振興政策・輸出振興政策の立案 / 助言	48
1 - 2 個別施策の実施	49
1 - 2 - 1 法制度の整備	49
1 - 2 - 2 行政手続き（税関、検疫、特許）の能力強化（法履行・運用能力強化）	50
1 - 2 - 3 民間セクター競争力強化	51
1 - 3 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化	53
1 - 4 貿易・投資促進のための基礎条件の整備	54
別表 貿易・投資促進関連案件リスト（代表的な例）	55
付録 2. 主要ドナーの取り組み	61
2 - 1 世界銀行グループ	61
2 - 1 - 1 支援方針及び支援の特徴	61
2 - 1 - 2 主な協力事例の概要	62
2 - 2 WTO等国連グループ	63
2 - 2 - 1 支援方針及び支援の特徴	63
2 - 2 - 2 主な協力事例の概要	64
2 - 3 米国国際開発庁	66
2 - 3 - 1 支援方針及び支援の特徴	66
2 - 3 - 2 主な協力事例の概要	67
付録 3. 基本チェック項目	68
付録 4. 地域別の現状と優先課題	70
4 - 1 世界の貿易・投資の概観	70
4 - 2 東南アジア地域・中国	72
4 - 2 - 1 ASEAN諸国の概況	72
4 - 2 - 2 中国の概況	74
4 - 2 - 3 課題	75
4 - 3 南西アジア地域	75
4 - 3 - 1 地域の概況	75
4 - 3 - 2 課題	77
4 - 4 中東地域	77
4 - 4 - 1 地域の概況	77
4 - 4 - 2 課題	79
4 - 5 アフリカ地域	80
4 - 5 - 1 地域の概況	80

4 - 5 - 2 課題	80
4 - 6 欧州地域	82
4 - 6 - 1 地域の概況	82
4 - 6 - 2 課題	83
4 - 7 中南米地域	84
4 - 7 - 1 地域の概況	84
4 - 7 - 2 課題	85
付録5. 日本の通商政策と投資政策	89
5 - 1 戦後復興から貿易・資本の自由化へ向けた取り組み（終戦～1960年代）	89
5 - 1 - 1 貿易の自由化	91
5 - 1 - 2 資本（対内直接投資）の自由化	93
5 - 2 近年の日本の通商・投資政策の取り組み（2000年頃～）	94
引用・参考文献・Webサイト	96
巻末資料 貿易・投資促進 開発課題体系全体図	103

調査研究概要

1. 調査の背景・目的

本調査研究は、2001年度に実施した調査研究「国別・課題別アプローチのための分析・評価手法」のフェーズ2である。調査研究「国別・課題別アプローチのための分析・評価手法」は、課題別アプローチの強化を通じて国別アプローチの強化を図ろうとしたものであり、ここでは4つの開発課題（基礎教育、HIV/AIDS対策、中小企業振興、農村開発）について課題を体系的に整理し、効果的なアプローチ方法を明示するとともに、課題体系図に基づいた国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency: JICA）事業のレビューを行い、その成果を「開発課題に対する効果的アプローチ」報告書として取りまとめた。

ほかの課題についても同様の体系的整理を行うことへの要望が強かったため、2002年度においても別の課題について体系的整理を行う調査研究を実施することとなった。2002年度については、JICA内の関係部署との調整の結果、「貧困削減」「貿易・投資促進」「高等教育」「情報通信技術」の4課題を調査研究の対象課題とした。

本調査研究の成果の活用方法としては以下のことが想定されている。

- ・ JICA国別事業実施計画の開発課題マトリクスを作成・改訂する際の基礎資料とする。
- ・ プロジェクト形成調査や案件形成、プログラム策定の際の基礎資料とする。
- ・ プログラム評価や国別評価を行う際の基礎資料とする。
- ・ JICA役職員や調査団員、専門家等が相手国や他ドナーとの協議の場においてJICAの課題に対する考え方を説明する際の資料とする。
- ・ 分野課題データベースに格納し、課題に対する考え方やアプローチをJICA内で共有する。

2. 報告書構成¹

第1章 当該課題の概況（課題の現状、定義、国際的援助動向、わが国の援助動向）

第2章 当該課題に対するアプローチ（当該課題の目的、効果的アプローチ）

* アプローチを体系的に整理した体系図を作成し、それを基に課題に対するアプローチの解説やJICAの取り組みレビューを行っている。

第3章 JICAの協力量針（JICAが重点とすべき取り組みと留意点、今後の検討課題）

付録1. 主な協力事例

付録2. 主要ドナーの取り組み

¹ 調査研究の成果は課題別指針に活かすとの位置付けから、報告書の構成は今後作成される課題別指針の標準構成と整合するようにしている。

付録 3 . 基本チェック項目 (主要指標含む)

付録 4 . 地域別の現状と優先課題

引用・参考文献・Webサイト

3 . 開発課題体系図の見方

本調査研究では、それぞれの開発課題について下記のような開発課題体系図を作成した。

開発課題体系図の例 (情報通信技術の例)

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例
1 . IT政策策定能力の向上	1-1 電気通信政策の確立	競争原理の投入	× 外資導入政策の策定支援 × 民間投資の促進政策支援 × 参入規制の緩和支援 競争市場の形成支援
IT国家戦略の策定	サービス加入者数 電気通信産業の規模 自由化の進展度	新規参入事業者数 電気通信産業規模 通信サービス価格	

主な指標

* ~は主要な指標

* 「プロジェクト活動の例」の、等のマークはJICAの取り組み状況を表すもの。

(多く取り組んでいる) (いくつかの協力事例はある) (プロジェクト活動の一部として実施している例がある) × (ほとんど取り組みがない)

上図の「開発戦略目標」、「中間目標」、「中間目標のサブ目標」は各開発課題を分類したものである。

開発課題体系図は、課題の全体像を示すために開発戦略目標及び中間目標をまとめたものと、各戦略目標別にプロジェクト活動の例まで盛り込んだものを本文中の該当個所に入れた。また、開発戦略目標からプロジェクト活動の例まですべてを網羅した全体図を巻末資料として添付している。

なお、開発課題体系図と国別事業実施計画の関係については、国や分野によってケースバイケースで対応せざるを得ないと思われるが、体系図でいう「開発課題」は国別事業実施計画・開発課題マトリクス中の「援助の重点分野」に当たり、また、体系図の「開発戦略目標」、「中間目標」、「中間目標のサブ目標」は国別事業実施計画の開発課題マトリクス中の「問題解決のための方針・方向性 (開発課題)」に対応するものと考えられる。(どのレベルの目標がマトリクス中の「開発課題」に当たるかは国や分野により異なる。)

開発課題体系図と国別事業実施計画・開発課題マトリクスの対応

開発課題体系図

開発戦略目標	中間目標	中間目標のサブ目標	プロジェクト活動の例
体系図の「開発課題」			
援助の重点分野の現状と問題点	問題の原因と背景	問題解決のための方針・方向性 (開発課題)	JICAの協力目的 (具体的な達成目標あるいは指標)
		}}	JICAの協力プログラム名

国別事業実施計画・開発課題マトリクス

4. 実施体制

本調査研究の実施体制は下記のとおりである。課題別に担当グループを形成して原稿を作成するとともに、全体研究会で各課題の原稿の検討を行った。また、調査研究の中間ドラフトに対しては在外事務所や専門家、本部などからもコメントをいただき、それを基に原稿を修正して最終報告書を作成した。

研究会実施体制

主査	企画・評価部 企画部企画課 課長	加藤 宏
貧困削減	社会開発協力部 社会開発協力第一課 課長	乾 英二
	企画・評価部 環境・女性課 課長代理	大川晴美
	企画・評価部 環境・女性課 ジュニア専門員	濱口俊典（～2003年3月）
	アジア一部 計画課	河添靖宏（貿易・投資促進兼）
	社会開発協力部 社会開発協力第二課 ジュニア専門員	石橋裕子
	無償資金協力部 監理課 課長代理	田和正裕（2003年1月～）
	国際協力総合研修所 調査研究第二課	足立佳菜子（事務局兼）
	国連代表部	石沢祐子（～2002年12月）
	グローバルリンクマネージメントコンサルタント	飯田春海（2002年12月～2003年2月）
	分野課題ネットワーク「貧困削減」支援ユニット	大石美都子（～2003年3月）
高等教育	横浜国際センター 業務課課長	萱島信子
	社会開発協力部 社会開発協力第一課 課長代理	佐久間 潤
	社会開発協力部 社会開発協力第二課 ジュニア専門員	山口直子
	国際開発センター コンサルタント	増田知子（2002年11月～2002年12月）
	分野課題ネットワーク「教育」支援ユニット	島田啓子（～2003年3月）
貿易・投資促進	鉱工業開発調査部 工業開発調査課 課長	小池誠一
	鉱工業開発調査部 工業開発調査課 課長代理	片山裕之
	鉱工業開発調査部 計画課	宮崎清隆
	鉱工業開発調査部 工業開発調査課	田村えり子
	鉱工業開発協力部 鉱工業開発協力第一課	山田実
	国際協力総合研修所 調査研究第二課	田中章久
	国際協力専門員	石田滋雄
	分野課題ネットワーク「民間セクター開発」支援ユニット	西丸 崇（～2003年3月） 佐藤盛彦（2003年4月～）
情報通信技術 (執筆協力者)	人事部 給与課 課長代理	稲村次郎
	総務部 情報管理課 課長代理	辻 尚志
	鉱工業開発協力部 JICA-Net業務室	永見光三
	鉱工業開発協力部 鉱工業開発協力第一課	山王丸浩子
	国際協力専門員	合田ノゾム
	分野課題ネットワーク「情報通信技術」支援ユニット	後藤 晃
	鉱工業開発協力部 鉱工業開発協力第一課 課長	寺西義英
	鉱工業開発協力部 JICA-Net業務室 室長	池城 直
	鉱工業開発協力部 計画・投融資課 課長代理	飛田賢治
	総務部 情報管理課	新井和久
	中南米部 南米課 ジュニア専門員	中村 謙
	鉱工業開発協力部 JICA-Net業務室 ジュニア専門員	宮坂俊夫
	総括タスク	国際協力総合研修所 調査研究第一課 課長代理
企画・評価部 企画部企画課		吉田英之
事務局	国際協力総合研修所 調査研究第二課 課長	半谷良三
	国際協力総合研修所 調査研究第二課 課長代理	佐藤和明
	国際協力総合研修所 調査研究第一課 研究員	松本歩恵（～2003年3月）
	国際協力総合研修所 調査研究第一課 研究員	山本靖子（2003年4月～）

貿易・投資促進に対する効果的アプローチ概観（要約）

1．開発と貿易・投資

1 1 開発における貿易・投資の現状と重要性

貿易・投資の促進は、雇用の増大、民間セクターの活性化、新規技術の開発、流入をもたらし、経済発展に重要な役割を果たす。貿易も投資も民間部門が主体となることから、途上国政府の役割は民間の経済活動の促進や活性化のための環境整備が主要なものとなる。

ただし、近年、経済のグローバル化が急速かつ不可逆的に進展する中で、多くの途上国はグローバル化の流れに乗ることなくして経済成長を果たすことは困難であり、途上国政府にとって世界貿易機関（WTO）に代表される国際的自由貿易体制への適切な統合を果たすことにより、十分な利益を得ることが喫緊かつ重要な課題となっている。

国連ミレニアム開発目標（MDGs）に示されているように、国際社会及び援助コミュニティともに途上国開発の最大の課題は貧困削減という共通の認識が形成されている。この課題達成のためには、限られた資源で具体的な成果を発現するために援助の焦点を直接的な形で貧困対策に当てておくべきという考え方と、貧困削減と経済成長は不可分であり、貧困削減を達成するためには対症的な手法にとどまらず、貿易、投資やインフラ整備といった成長志向型の協力も重視すべきという考え方に大別される。

日本の政府開発援助（ODA）が東アジア諸国の経済成長に果たした役割は高く評価されており、その結果として、これらの地域で貧困削減が進んだ事実から、わが国は従来より後者の考え方に重きを置いている。また、近年の開発を巡る国際会議の議論においても、ドナーによっては前者から後者へ考え方をシフトするなど、これまでに比べ貧困削減のためにも貿易、投資等の成長志向の協力が重視される傾向がうかがえる。

しかし、途上国の国内資金やODAなどの公的資金のみではMDGs達成に必要な開発資金がまかなえないことが現実問題となっており、開発資金需要を満たす必要からも開発における民間協力が不可欠のものと認識されている。直接投資等の民間資金を途上国の開発に動員するための環境整備にODAを活用するという観点から、ODAによる投資関連協力の意義が再評価されている。

1 2 貿易及び投資の定義

「貿易」は商取引が国境を超えて行われることと定義される。従来、貿易といった場合、一般的に商品（モノ）の貿易を意味する 경우가多かったが、近年ではサービス貿易の比重と重要性が増している。

「投資」とは国際的な資本の移動と定義され、直接投資と間接投資に大別される。直接投資は資金の移動に加え、技術や経営のノウハウの移転を伴うことから、開発の観点からは直接投資の役割が重要視されている。

1 3 国際的動向

経済のグローバル化の進展に伴い、途上国間で、自由化の恩恵を享受する勝者とそうでない敗者との格差が現れてきている。各ドナーは、途上国がWTOに代表される多角的通商体制の中で適切に義務を履行し、権利を行使できるようになること、さらには経済自由化のメリットを享受できるように国内体制を整備することを目標とした協力を展開している。1999年11月にシアトルで行われた第3回WTO閣僚会議は先進国、途上国間の利害対立への配慮が十分でなく、通商交渉新ラウンドの立ち上げに失敗した。その反省を受け、2001年11月にドーハで開催された第4回閣僚会議においては、途上国の立場に配慮がなされ、採択された閣僚宣言においては途上国産品に対する市場アクセスの改善に言及されたほか、途上国への技術協力の必要性がうたわれた。

ドナーは貿易振興や投資誘致そのものを目標とするのではなく、民間の経済活動を支える事業環境の整備（いわゆるenabling environmentの創出）を活動の主眼としている。これらの協力においては、途上国政府が自ら多角的通商ルールに整合的な政策・制度を築き、運用していくことが可能となるような「キャパシティ・ビルディング」を進めることが極めて重要であるとの認識が強まっている。効果的なキャパシティ・ビルディングのためには、2001年4月に採択されたOECDガイドラインに見られる以下の諸点が重要であるとのコンセンサスがドナー間で共有されている。包括的アプローチ、stakeholdersの関与を可能にするオーナーシップの確保、協力プロセスの重視、ニーズに沿ったオーダーメイドの協力、ドナー間協調、ドナー自身のキャパシティ強化。

1 4 わが国の援助動向

1980年代後半に策定された「ニュー・エイド・プラン」、1990年代に策定された「政府開発援助大綱」（1992年）、「政府開発援助に関する中期政策」（1999年）には、ODAと民間の直接投資、貿易が有機的連関を保ちつつ実施されることで、総体として開発途上国の発展を促進するような方向性が示されている。また、「開発の視点」での動向に加え、近年では多角的貿易体制維持の観点から「通商の視点」での協力も実施されている。均衡がとれ、十分かつ広範な議題の下に新ラウンドを立ち上げる必要性から、途上国のWTO体制への適度な参加を目指し、キャパシティ・ビルディングを図ることが重要な課題となっている。その観点から日本政府はAPEC域内途上国に向けたWTO上の義務実施に関する能力構築プログラム（「戦略的APEC計画」）の作成を提案し、JICAでは2002年からタイ、インドネシア等ASEAN4カ国に対して開発調査「APEC地域WTOキャパシティ・ビルディング協力プログラム」を実施している。

2 . 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ

2 1 貿易・投資促進に対する協力目的

貿易・投資分野の活動主体は民間セクターであり、政府の果たす役割は民間の活動を促進するような環境整備を進めることである。経済発展に不可欠な基盤（基本的な法制度、ルール、物的インフラ）の下で、貿易・投資促進の観点から個別分野に直結した課題に取り組むことが効果的なアプローチと考えられるが、多くの途上国では経済発展に不可欠な部分、また貿易・投資により関連した部分でも多くの課題を抱えている。そうした問題意識の下、本アプローチでは途上国が抱える課題を「経済発展に向けた基盤の未整備」と「貿易・投資に関する対応能力の不足」の2つに分け、開発戦略目標を設定した。

2 2 開発課題体系図に関する留意点

日本の政府系機関において、技術協力の分野ではJICA以外にも日本貿易振興会（JETRO）、海外貿易開発協会（JODC）といったさまざまな機関が、また資金協力の面では国際協力銀行（JBIC）等が活動を実施している。これらの機関の協力活動の範囲も今回の開発体系図に含めた。

2 3 貿易・投資促進に対する効果的アプローチ

開発戦略目標 1 国際的な枠組みの中での貿易・投資促進への対応力強化

中間目標 1 1 貿易・投資促進のための基礎条件の整備

法制度が整備され、かつ各種の法律が相互に整合性を保つことは、その国の国民生活、経済社会の安定化の大前提であり、また適切な法体系が整備され、着実に執行されることは、その国の信頼性という面で海外から評価を受ける一面である。

経済インフラの整備は、貿易プロセス全体の効率化と投資環境整備のための極めて重要なファクターである。輸送網（鉄道、港湾、道路、空港）、通信網、エネルギー、金融システム、基準認証制度、統計等のハード及びソフト両面でのインフラ整備が必要である。

国内産業の事業環境整備は、競争力のある製品の開発、生産、販売のため、また信頼性の高い部品や原材料が供給できるよう裾野産業を育成するためにも重要な要素である。

人材育成は貿易・投資のみならず、すべての分野において最も重要な課題である。優秀な労働力の存在は産業振興、貿易振興、投資促進にとって不可欠であり、技術的な能力のみならず、法に沿った企業活動、行政手続きの実行がその国の投資環境を下支えし、ひいてはその国の産業競争力強化につながるといえる。

中間目標 1 2 WTO等の国際的な貿易・投資ルールへの対応能力強化

途上国は貿易・投資促進が自国にもたらすメリット、デメリットを正しく理解し、自国の経済発展に資する政策を選択していく必要がある。貿易・投資自由化の世界的な潮流の中で、途上国がWTOをはじめとする世界的な貿易・投資システムを利用できるようにするための支援が求められている。

WTO加盟国は145カ国に上り、30カ国近くが加盟申請中である。世界的な経済活動はWTO体制を前提に行われているといっても過言ではなく、未加盟国、加盟申請中の国においてもWTO体制を所与の条件として経済政策を立案・実施していく必要がある。WTO加盟支援は、加盟準備段階によってニーズが異なるため、各国の状況に応じたアプローチを用いるべきである。

WTO体制への参加を通じて途上国がメリットを享受するためには、WTO協定の内容を十分に理解し、国内法によって履行していくこと、すなわちその権利と義務を適切に行使していくことが必要であり、支援内容としてはWTO等の国際的な規律に整合的な通商政策、国内法制度整備支援、WTO体制に整合的な政策・制度の運用、執行面に関する支援、WTO等の進展に即応した組織整備及び人材育成の支援等が代表例として挙げられる。

開発戦略目標 2 貿易促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 2 1 貿易関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備

途上国が自国の国益に合致した形で自由貿易体制に参加し、継続的に利益を享受するためには、中長期的視野に立った産業・貿易政策の立案・実施が不可欠である。しかし、多くの途上国では、WTO協定等の国際ルールの理解と自国貿易政策への反映という知識面の欠如やそれを実現するための国内行政体制の脆弱さゆえに、自国産業を国際ルールに適合させて育成する戦略とそれを実現する政策策定の能力が十分でないことが多い。

途上国においては、高い関税障壁や非関税障壁の存在により民間セクターの活動が阻害されているという問題があるが、そうした問題の背景には、中長期的視野に立った政策がないという問題に加え、政府内部においてWTO協定や経済法全般における人材不足や政策の実現に適切な法の規定内容に関する知識の不足等の要因が挙げられる。国内法・規則がWTO協定に整合的でない場合及び国内法の履行が確保されていない場合、他国から紛争処理案件として指摘される可能性もあり、法制度の分野における支援ニーズは高まっているといえる。

法、規則、制度自体の問題に加え、輸出入に関わる制度や手続きの運用が煩雑かつ不透明であり、結果として民間企業の取引費用を高くしているといった問題も、途上国が抱える重要な問題として指摘されている。こうした貿易円滑化の分野は、国内の産業政策との兼ね合いが問題になる貿易の自由化とは異なり、その推進に途上国からの異論は少ないといえる。加えて、取引費用の削減により貿易を促進するといった観点では、支援の効果が高い分野といえる。

中間目標 2 2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実

多くの途上国企業において、人材不足、海外市場に関する情報不足のため、単独での海外市場開拓が困難な状況にある。その観点から、海外のマーケット情報 / 海外の貿易制度・手続き・商習慣等の情報提供、通商政策全般に関する情報提供、輸出振興策や金融サービスに関する情報提供、といった活動により政府が民間セクターの活動をサポートすることは有益である。

中間目標 2 3 活力ある民間セクターの育成

途上国の企業では人材、技術、経営ノウハウ、資金・設備不足といった要因の結果、生産能力の面で問題を抱え、企業としての競争力が不足している（輸出競争力がない）場合が多い。しかしながら、途上国が自由貿易体制による利益を享受するためにも貿易の自由化・円滑化に向けた環境整備のほかに、途上国の民間セクター自身が前述の問題点を克服し競争力をつけるサポートをするための協力といった視点も必要である。しかし、協力の結果が実際の輸出拡大につながるまでには長時間を有し、国際市場の状況等外部条件に大きく依存するため、輸出の拡大自体を目標とするのではなく、中小企業・裾野産業の育成及び農業開発の枠組みの中での中小・零細企業振興に関する協力活動の一つとして輸出競争力強化を位置付けることが望ましい。

開発戦略目標 3 外国直接投資促進のためのキャパシティ・ビルディング

中間目標 3 1 投資関連政策・制度の策定 / 適切な運用のための体制整備

外国直接投資については、受け入れ促進を政策に掲げている途上国が多いものの、適切な施策を策定するための行政知識、人的資源が不足しているのが現状である。投資を促進するには、自国の産業政策、貿易振興政策と整合性のとれた包括的な投資促進政策を策定した上で、各種法制度の整備・改善を行う必要がある。制度整備については、まず投資や競争を制限するような既存の政策・制度を改善し、投資の自由化を促す法整備が必要である。

さらに政策及び法制度については、急激な変更を避けるなど一貫性を保ち、実施の段階でも紛争処理制度の整備や腐敗の撲滅など、透明性を高め市場からの信頼を得ることが必要である。そのほか、投資した企業が、原材料を国内外から調達、製品を製造、輸送・輸出するまでの一連のプロセスがスムーズに実施していくための制度整備の必要がある。

また、特に政策的な裏付けの下で輸出加工区を設置し、ハードとソフトの投資優遇策をパッケージ化することは、投資家に効率的に魅力的な投資環境を提供することを可能にするばかりでなく、自国における地域振興の観点からも有効である。

中間目標 3 2 民間セクターに対する情報提供サービスの充実

投資を促進するためには、途上国政府としては潜在的な投資家に対し、適切かつ効果的、魅力的に自国の投資環境を発信することが重要である。また市場のニーズに合った投資環境の整備のためには、国際的な市場動向や、投資企業が存在する国の経済・産業動向を十分に把握する必要がある。他方で、多くの途上国では、産業統計など自国の投資環境に関する情報が十分に整備されていないばかりか、どのような情報を整備することが投資促進にとって必要であるかという知識も不足しているのが現状である。このような観点から、潜在的投資企業に対する投資関連情報やサービスの提供が有効である。また、提供する情報の質も重要であり、信頼性の高い統計の整備と維持管理体制の整備も必要である。

3 . 今後の協力に向けた留意点及び方向性

JICAが本分野での協力を実施する上での基本的な考え方は、自由貿易体制下での貿易・投資に関する国際的な動向に調和する方向で協力していくとともに、相手国の経済の発展段階や社会的状況などを十

分に考慮した上でニーズを見極めつつ、日本側のリソースの問題等を勘案しながら個別的な支援策を検討していくことである。

3 1 今後の協力に向けた留意点

(1) 国家開発戦略・PRSPとの整合性の確認

協力案件形成時には相手国の国家戦略の中における貿易・投資問題の位置付けを確認し、貿易・投資の自由化の利益が途上国の開発と貧困削減に結び付くという視点も考慮しながら協力内容を組み立てる必要がある。

(2) 相手国の取り組み状況／発展段階に応じた支援

協力の対象となる国の発展度合いは国ごとにさまざまであり、体系図の中間目標等の重要度は各国の状況により異なる。また、WTOや地域協定への加盟状況や取り組み姿勢によっても異なってくる。従って国ごとの取り組み状況／発展段階を踏まえた上で、適切な案件形成を図ることが重要である。

(3) 国際機関等による取り組みや地域協定等の内容との調和

案件形成の際には相手国が参加あるいは加盟している国際機関／組織、国際／地域協定の内容やその場での取り組み状況を把握し、それらと調和のとれる協力内容を検討していくことが不可欠である。また、WTO体制の維持発展を掲げる日本政府の立場にも留意することが肝要である。

(4) ドナー協調への配慮

貿易・投資という課題では、世銀、WTO等による統合フレームワーク（IF）に代表されるドナー間の協調が進んでおり、各ドナーの支援の方向性を参照しつつ、ドナー協調に配慮する必要がある。相手国やドナーとの協議を踏まえた上で、日本が強みを発揮でき、かつ、対象国側が十分受け入れ可能なプロジェクトとする視点が重要である。

(5) 民間セクターとの連携強化

民間セクターやNGOとの連携・強調を協力のプロセスとして取り込む重要性がドナーにも十分認識されているのが現在の状況では、民間と政府の両方の役割を有機的に結び付けた協力内容の検討が、今後は有効になってくるものと考えられる。

(6) 日本の関連機関との調整

貿易・投資促進に資する活動ではJICA以外にJETROやJODCなどさまざまな機関が存在しており、現場の活動レベルでは重複することもあるため、日本の関連機関との密接な連携、協調を図っていくことが重要である。

3 2 今後の検討課題

(1) 国内リソースの有効活用及び拡大

本分野の協力に関しては通商政策に関する部分、また政策の下で実施する運用・手続き面についても日本において知見を有しているのは実際に日本において実務を行っている各省庁の行政官や現場の職員である。また学者のリソースという観点でも、WTO協定等の国際経済法の分野や国際的な貿易・投資ルールの下での経済政策のあり方といった観点での国際経済・貿易政策に精通した人材が現時点では限られているといえる。そうした状況下においてJICAとして本分野の協力を拡大するためには、国内リソースの有効活用といった観点からは国内省庁の国際協力展開の考え方・方針とどのように協調・調整していくかといった視点や、特に人材の裾野の拡大という観点では大学との連携が今後の本分野での協力の展開を考える上で重要な点であると思われる。

(2) 指標・評価手法の開発

本分野の協力実施の結果を評価する指標としては、例えば外国からの投資件数の増加やある産業、製品の輸出額の増加等が考えられるが、本分野でのメインプレイヤーは民間セクターであり、JICAの活動

は原則として相手国政府を通じて間接的に支援するといった部分に限られることや、貿易・投資の増減には国際経済の不景気の波などむしろ協力以外の外部要因の影響が圧倒的に大きく、協力の成果を測る適切な指標とはいい難い側面を有している。しかしながら、協力の評価を実施しないとその成果はアピールしにくく、国内納税者等の理解が得にくい。この分野における評価手法の開発はドナー共通の課題であり、ドナー間のノウハウの共有化が必要と考えられる。

3 3 今後の協力の方向性

3 3 1 発展段階に応じた協力の実施

(1) 中所得国

WTO協定に整合的な法制度の整備は進んでいるが、実際にその制度を運用・執行する部分では問題を抱えており、制度の運用・執行を支援するような協力が考えられる。

また、投資や貿易に関する諸手続きの簡素化・適正化を通じた取引費用の削減や所要時間の短縮など、貿易円滑化に関する支援のニーズは高いと考えられる。加えて、南南協力のリソースとしても重要である。

(2) 低所得国

中所得国の下位に位置する発展段階の国々のうちWTO未加盟国に対しては、加盟交渉や加盟のための自由化約束の履行に対する支援（WTO加盟支援）がまずニーズとして挙げられるが、その一環として、その国が貿易・投資の自由化によりどれほどの経済的インパクトを受けるかを推定し、負のインパクトを最小化するような形での自由化のタイミングや順序を検討したり、セーフティ・ネット構築等の提言を行い、自由化に向けた政策を支援する協力は重要である。また、既加盟国においてもWTO協定に整合的な国内法制度の整備や制度の運用・執行面で問題を抱えているケースが多い。ASEAN地域では、WTO協定の履行や権利の行使に関する基本的な内容の理解促進のための支援が有効である。そのほか、一般的な貿易手続きに関する行政能力の向上支援や貿易実務者人材育成などを含めたトータルな貿易振興政策等の協力も重要である。

(3) 後発開発途上国

地域としてはアフリカが想定され、貿易・投資の現状では経済のグローバル化あるいは多角的通商体制からの利益を享受することが困難な地域と認識されており、貧困削減という共通の戦略の中に貿易・投資の開発を位置付ける包括的なアプローチが最も必要とされる地域である。短期的には、自由化の負のインパクトを最小化していくための支援や主要産品である農産物の競争力強化、輸出振興に向けた支援が必要といえる。長期的には、初中等教育や生産技術等の基礎的な人材育成と並んで産業振興政策に関する支援などを通じて貿易・投資の担い手となる産業界の育成に着手することが必要である。

3 3 2 課題横断的な視点での協力の実施

貿易・投資の自由化を一国の経済成長や貧困削減につなげていくためには、例えば産業・企業の淘汰による失業者の増大といった短期的にもたらされる経済的、社会的な不安定性への対策といった視点が必要となる。

一方、長期的には貿易・投資の自由化によってもたらされる成長の恩恵を一部の富裕層や都市部住民のみが享受するのではなく、より広く貧困層も含め国民が享受するための制度・政策づくりへの支援が重要となる。具体例として、教育機会の拡充等、教育の充実に努めることが重要なポイントである。

「貿易・投資関連の協力」、「貧困削減関連の協力」、「教育関連の協力」といった課題ごとの案件形成ではなく、相手国の開発政策や貧困削減政策の中でその大きな目的を達成するといった大局的な見地に立ち、複数課題を組み合わせる案件を形成する可能性を有していることが、幅広い分野を網羅しているJICAの特長を活かした協力といえる。